
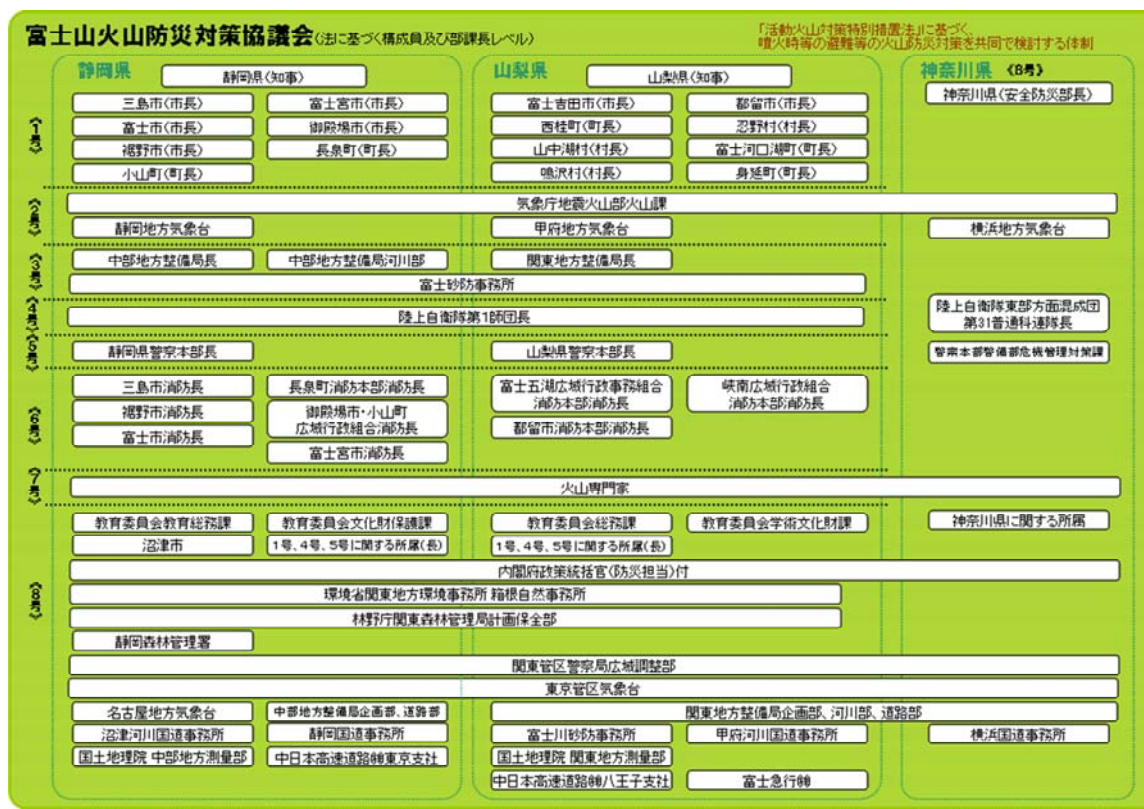


富士山火山広域避難計画改正(案)新旧対照表

頁	編章項	旧	新
P. 3	第1編	<p>3. 協議会の構成及び果たす役割</p> <p>図1 富士山火山防災対策協議会の構成</p> 	<p>3. 協議会の構成及び果たす役割</p> <p>図1 富士山火山防災対策協議会の構成 <u>(活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づく協議会の構成図に変更)</u></p> 

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

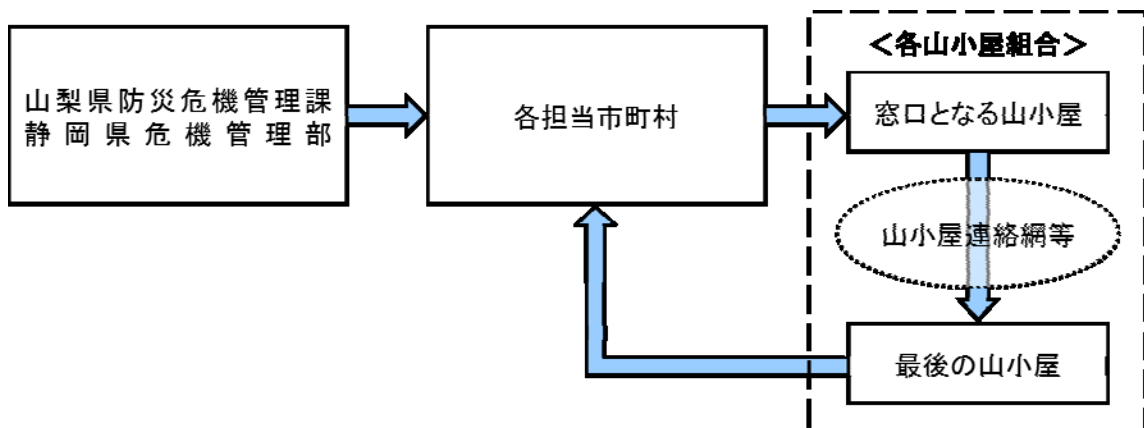
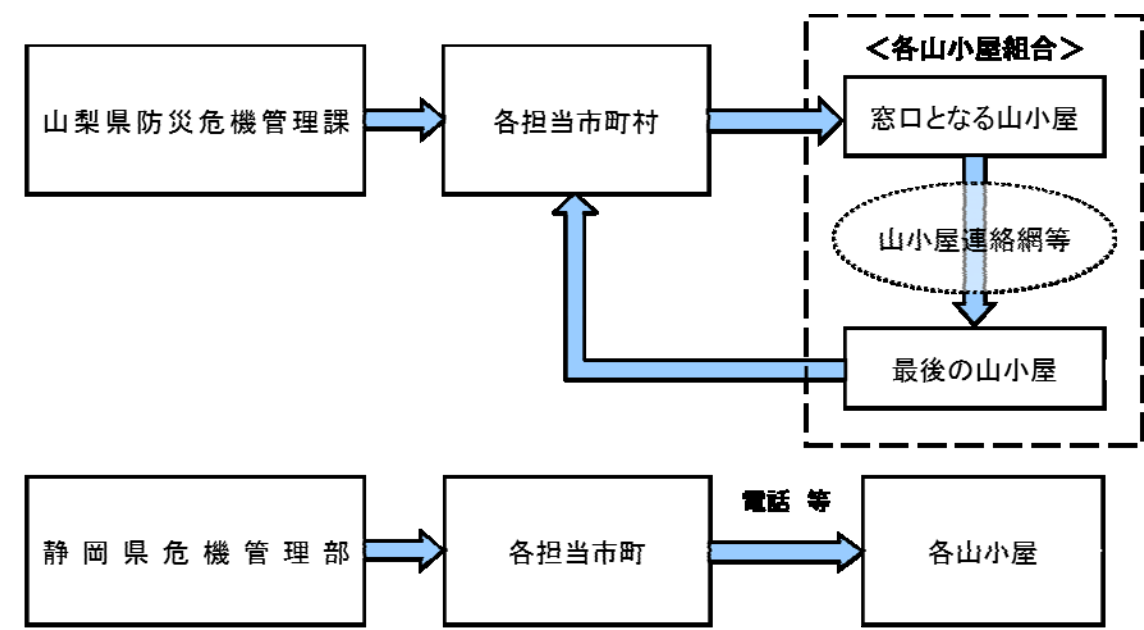
頁	編章項	旧	新																																				
P. 9	第2編 第1章	<p>2. 避難開始基準</p> <p>(1) 噴火前</p> <p>(略)</p> <p>ただし、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。また、噴火警戒レベルの引き上げが間に合わない場合や、レベル3での噴火なども考えられる<u>ので</u>、住民等からの情報にも注意する。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 避難開始基準</p> <p>(1) 噴火前</p> <p>(略)</p> <p>ただし、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。また、噴火警戒レベルの引き上げが間に合わない場合や、レベル3での噴火なども考えられる<u>ことから</u>、住民等からの情報にも注意する。</p> <p>(略)</p>																																				
P. 10	第2編 第1章	<p>表4 富士山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報 警報</th> <th>対象 範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動 の状況</th> <th>住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応</th> <th>想定され る現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (平常)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成 (平成26年1月) から引用</p>	予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定され る現象等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	予報	火口内等	1 (平常)	(略)	(略)	(略)	<p>表4 富士山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報 警報</th> <th>対象 範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動 の状況</th> <th>住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応</th> <th>想定され る現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (活火山であることに留意)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成 (平成27年5月) から引用</p>	予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定され る現象等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	(略)	(略)	(略)
予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定され る現象等																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
予報	火口内等	1 (平常)	(略)	(略)	(略)																																		
予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定され る現象等																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	(略)	(略)	(略)																																		
P. 11	第2編 第1章	<p>(2) 噴火開始直後</p> <p>噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、それを踏まえ安全な避難が開始できるよう、避難対象エリアを事前に定める。</p>	<p>(2) 噴火開始直後</p> <p>噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、それを踏まえ安全な避難が開始できるよう、避難対象エリアを事前に定める。</p> <p><u>噴火発生を確認できる手段として、気象庁が発表する噴火速報を活用する。噴火速報は、初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表されるが、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合は発表されない。</u></p>																																				
P. 54	第3編 第1章	<p>1. 協議会の体制</p> <p>1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応</p> <p>(1) 噴火警戒レベル1 (平常) のときの対応</p> <p>噴火警戒レベル1 (平常) においても、富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、～(略)～。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))」と表記する。</p>	<p>1. 協議会の体制</p> <p>1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応</p> <p>(1) 噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意) のときの対応</p> <p>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意) においても、富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、～(略)～。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1 (情報収集体制)」と表記する。</p>																																				
P. 64	第3編 第1章	<p>3. 県の体制</p> <p>3-1 山梨県の体制</p> <p>表26 山梨県の富士山噴火対応の体制</p>	<p>3. 県の体制</p> <p>3-1 山梨県の体制</p> <p>表26 山梨県の富士山噴火対応の体制</p>																																				

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																																																												
P. 65	第3編 第1章	<table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>山梨県（本庁）</td> <td>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（平常（情報収集体制））</td> <td>・事前配備態勢 （情報収集態勢）</td> <td>・事前配備態勢 （情報収集態勢）</td> </tr> <tr> <td>レベル2（引き下げ時）</td> <td>・事前配備態勢 （情報収集態勢）</td> <td>・事前配備態勢 （情報収集態勢）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>3-2 静岡県の体制 表 27 静岡県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>静岡県（本庁）</td> <td>東部危機管理局（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（平常（情報収集体制））</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル2（引き下げ時）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	山梨県（本庁）	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	レベル1（平常（情報収集体制））	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	レベル2（引き下げ時）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	（略）		（略）	噴火警戒レベル	静岡県（本庁）	東部危機管理局（出先機関）	レベル1（平常（情報収集体制））	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	レベル3	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	レベル4	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）	レベル5	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>山梨県（本庁）</td> <td>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル2（引き下げ時）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>3-2 静岡県の体制 表 27 静岡県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>静岡県（本庁）</td> <td>東部危機管理局（出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル2（引き下げ時）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制（情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル3 レベル4 レベル5</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）</td> <td>・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	山梨県（本庁）	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	レベル1（情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	（略）	（略）	（略）	噴火警戒レベル	静岡県（本庁）	東部危機管理局（出先機関）	レベル1（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	レベル3 レベル4 レベル5	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）	（略）	（略）	（略）
噴火警戒レベル	山梨県（本庁）	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）																																																													
レベル1（平常（情報収集体制））	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）																																																													
レベル2（引き下げ時）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）	・事前配備態勢 （情報収集態勢）																																																													
（略）		（略）																																																													
噴火警戒レベル	静岡県（本庁）	東部危機管理局（出先機関）																																																													
レベル1（平常（情報収集体制））	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）																																																													
レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）																																																													
レベル3	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）																																																													
レベル4	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）																																																													
レベル5	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
噴火警戒レベル	山梨県（本庁）	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）																																																													
レベル1（情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																																													
レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
噴火警戒レベル	静岡県（本庁）	東部危機管理局（出先機関）																																																													
レベル1（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）																																																													
レベル2（引き下げ時）	・事前配備体制（情報収集体制）	・事前配備体制（情報収集体制）																																																													
レベル3 レベル4 レベル5	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部）	・警戒本部設置体制（必要に応じて災害対策本部方面本部）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
P. 66	第3編 第1章	<p>3-3 神奈川県体制 表 27 神奈川県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>神奈川県（本庁）</td> <td>県西地域県政総合センター （出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（平常（情報収集体制））</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	神奈川県（本庁）	県西地域県政総合センター （出先機関）	レベル1（平常（情報収集体制））	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>3-3 神奈川県体制 表 27 神奈川県の富士山噴火対応の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>噴火警戒レベル</td> <td>神奈川県（本庁）</td> <td>県西地域県政総合センター （出先機関）</td> </tr> <tr> <td>レベル1（情報収集体制）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	噴火警戒レベル	神奈川県（本庁）	県西地域県政総合センター （出先機関）	レベル1（情報収集体制）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																										
噴火警戒レベル	神奈川県（本庁）	県西地域県政総合センター （出先機関）																																																													
レベル1（平常（情報収集体制））	（略）	（略）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
噴火警戒レベル	神奈川県（本庁）	県西地域県政総合センター （出先機関）																																																													
レベル1（情報収集体制）	（略）	（略）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
P. 67	第3編 第1章	<p>4. 市町村の体制</p> <p>市町村は、噴火警戒レベルに応じて災害対策（警戒）本部を設置する。基本的には、噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））では事前配備として情報収集体制をとり、住民の避難が始まるレベル3以降の段階では災害対策（警戒）本部を設置することとなる。（以下略）</p>	<p>4. 市町村の体制</p> <p>市町村は、噴火警戒レベルに応じて災害対策（警戒）本部を設置する。基本的には、噴火警戒レベル1（情報収集体制）では事前配備として情報収集体制をとり、住民の避難が始まるレベル3以降の段階では災害対策（警戒）本部を設置することとなる。（以下略）</p>																																																												

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新																														
P. 73	第3編 第2章	<p>1. 関係機関及び住民等への情報伝達</p> <p>表 31 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">噴火前</td> <td>レベル1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火後</td> <td>レベル5 (切替)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） </td> </tr> <tr> <td>火山活動の小康期</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p>	噴火前	レベル1	(略)	レベル3	(略)	レベル4	(略)	レベル5	(略)	噴火後	レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） 	火山活動の小康期	(略)	(略)	<p>1. 関係機関及び住民等への情報伝達</p> <p>表 31 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">噴火前</td> <td>レベル1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火後</td> <td>レベル5 (切替)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火速報 ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） </td> </tr> <tr> <td>火山活動の小康期</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※噴火速報は、初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表される。</p>	噴火前	レベル1	(略)	レベル3	(略)	レベル4	(略)	レベル5	(略)	噴火後	レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火速報 ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） 	火山活動の小康期	(略)	(略)
噴火前	レベル1	(略)																															
	レベル3	(略)																															
	レベル4	(略)																															
	レベル5	(略)																															
噴火後	レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） 																															
火山活動の小康期	(略)	(略)																															
噴火前	レベル1	(略)																															
	レベル3	(略)																															
	レベル4	(略)																															
	レベル5	(略)																															
噴火後	レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火速報 ・噴火警報（レベル5、避難） ・火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報（随時発表） 																															
火山活動の小康期	(略)	(略)																															
P. 79	第3編 第2章	<p>1-1 火山活動に関する情報伝達</p> <p>図 26 住民からの通報体制</p> <p>【静岡県】 図中 地域危機管理局</p>	<p>1-1 火山活動に関する情報伝達</p> <p>図 26 住民からの通報体制</p> <p>【静岡県】 図中 危機管理局等</p>																														
P. 81	第3編 第2章	<p>1-2 協議会内の情報伝達体制</p> <p>図 27 協議会等における情報伝達体制</p> <p>噴火警戒レベル1～3 図中 火山噴火予知連絡会 富士山部会</p> <p>噴火警戒レベル4、5 図中 火山噴火予知連絡会 富士山部会</p>	<p>1-2 協議会内の情報伝達体制</p> <p>図 27 協議会等における情報伝達体制</p> <p>噴火警戒レベル1～3 図中 火山噴火予知連絡会</p> <p>噴火警戒レベル4、5 図中 火山噴火予知連絡会</p>																														
P. 82	第3編 第2章	<p>1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>1-3-1 一般住民への情報伝達</p> <p>表 33 一般住民への情報伝達に係る対応事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (平常)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (平常(情報収集体制))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対応事項	噴火警戒レベル1 (平常)		(略)	(略)	噴火警戒レベル1 (平常(情報収集体制))		(略)	(略)	噴火警戒レベル3		<p>1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>1-3-1 一般住民への情報伝達</p> <p>表 33 一般住民への情報伝達に係る対応事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 (情報収集体制)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対応事項	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)		(略)	(略)	噴火警戒レベル1 (情報収集体制)		(略)	(略)	噴火警戒レベル3							
実施主体	対応事項																																
噴火警戒レベル1 (平常)																																	
(略)	(略)																																
噴火警戒レベル1 (平常(情報収集体制))																																	
(略)	(略)																																
噴火警戒レベル3																																	
実施主体	対応事項																																
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)																																	
(略)	(略)																																
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)																																	
(略)	(略)																																
噴火警戒レベル3																																	

頁	編章項	旧	新																																												
		(略) (略)	(略) (略)																																												
		※レベル2（引き下げ時）は、レベル1 <u>（平常（情報収集体制））</u> と同様の対応を行う。	※ レベル2（引き下げ時）は、レベル1 <u>（情報収集体制）</u> と同様の対応を行う。																																												
		[表 34、表 37、表 41、表 46、表 47、表 50、表 54、表 56、表 58、表 60、表 61、表 63、表 64、表 65、表 66、表 67、表 68、表 69、表 71 も上表と同様]	[表 34、表 37、表 41、表 46、表 47、表 50、表 54、表 56、表 58、表 60、表 61、表 63、表 64、表 65、表 66、表 67、表 68、表 69、表 71 も上表と同様]																																												
P. 88	第3編 第2章	1-3-2 観光客・登山者への情報伝達 (3) 山小屋組合等との連携した情報伝達 市町村は、噴火警戒レベル1 <u>（平常（情報収集体制））</u> の段階で、気象庁の噴火警報等を図28の情報伝達システムにより山小屋組合等に情報伝達する。（以下略）	1-3-2 観光客・登山者への情報伝達 (3) 山小屋組合等との連携した情報伝達 市町村は、噴火警戒レベル1 <u>（情報収集体制）</u> の段階で、気象庁の噴火警報等を図28の情報伝達システムにより山小屋組合等に情報伝達する。（以下略）																																												
P. 89	第3編 第2章	図28 山小屋組合等への情報伝達システム 	図28 山小屋組合等への情報伝達システム 																																												
P. 89	第3編 第2章	表35 山小屋組合等への連絡担当市町村（山梨県側） <table border="1" data-bbox="415 1407 1528 1732"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる山小屋</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会</td> <td><u>こみたけ売店</u></td> <td>25 施設</td> <td>富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111</td> </tr> <tr> <td colspan="3">主な組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・富士山吉田口旅館組合（東洋館）<u>16 施設</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス）<u>2 施設</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村	<富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会	<u>こみたけ売店</u>	25 施設	富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111	主な組合				・富士山吉田口旅館組合（東洋館） <u>16 施設</u>				・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス） <u>2 施設</u>				表35 山小屋組合等への連絡担当市町村（山梨県側） <table border="1" data-bbox="1632 1407 2745 1911"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる施設</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会</td> <td>・<u>5月～10月：五合目総合管理センター</u> ・<u>上記期間以外：こみたけ売店（5月～10月外の営業期間中の営業時間のみの対応）</u></td> <td>25 施設</td> <td>富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111</td> </tr> <tr> <td colspan="3">主な組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・<u>富士山五合目観光協会（こみたけ売店ほか3施設）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス <u>ほか1施設</u>）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・富士山吉田口旅館組合（東洋館 <u>ほか15施設</u>）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	窓口となる施設	施設数	担当市町村	<富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会	・ <u>5月～10月：五合目総合管理センター</u> ・ <u>上記期間以外：こみたけ売店（5月～10月外の営業期間中の営業時間のみの対応）</u>	25 施設	富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111	主な組合				・ <u>富士山五合目観光協会（こみたけ売店ほか3施設）</u>				・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス <u>ほか1施設</u> ）				・富士山吉田口旅館組合（東洋館 <u>ほか15施設</u> ）			
名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村																																												
<富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会	<u>こみたけ売店</u>	25 施設	富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111																																												
主な組合																																															
・富士山吉田口旅館組合（東洋館） <u>16 施設</u>																																															
・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス） <u>2 施設</u>																																															
名称	窓口となる施設	施設数	担当市町村																																												
<富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会	・ <u>5月～10月：五合目総合管理センター</u> ・ <u>上記期間以外：こみたけ売店（5月～10月外の営業期間中の営業時間のみの対応）</u>	25 施設	富士吉田市安全対策課（富士山火山対策室） TEL 055-22-1111																																												
主な組合																																															
・ <u>富士山五合目観光協会（こみたけ売店ほか3施設）</u>																																															
・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス <u>ほか1施設</u> ）																																															
・富士山吉田口旅館組合（東洋館 <u>ほか15施設</u> ）																																															

頁	編章項	旧	新																																														
P. 89	第3編 第2章	<p>表 36 山小屋組合等への連絡担当市町村（静岡県側）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる山小屋</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合</td> <td>富士山表富士宮口登山組合長</td> <td>9施設</td> <td>富士宮市防災危機管理室 TEL 0544-22-1319 <u>(H27.4 組織改正予定)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村	<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9施設	富士宮市 防災危機管理室 TEL 0544-22-1319 <u>(H27.4 組織改正予定)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表 36 山小屋組合等への連絡担当市町村（静岡県側）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>窓口となる山小屋</th> <th>施設数</th> <th>担当市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合</td> <td>富士山表富士宮口登山組合長</td> <td>9施設</td> <td>富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村	<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9施設	富士宮市 危機管理局 TEL 0544-22-1319	(略)	(略)	(略)	(略)																						
名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村																																														
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9施設	富士宮市 防災危機管理室 TEL 0544-22-1319 <u>(H27.4 組織改正予定)</u>																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村																																														
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組合長	9施設	富士宮市 危機管理局 TEL 0544-22-1319																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
P. 94	第3編 第2章	<p>1-4 情報伝達例文及び広報手段 (2) 各段階における情報伝達・広報項目 表 39 各段階における情報伝達・広報項目例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>分類</th> <th>項目例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(平常)</u></td> <td>噴火への備え</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u></td> <td>火山活動の現状及び今後の見通し</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	分類	項目例	噴火警戒レベル1 <u>(平常)</u>	噴火への備え	(略)	噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>	火山活動の現状及び今後の見通し	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>1-4 情報伝達例文及び広報手段 (2) 各段階における情報伝達・広報項目 表 39 各段階における情報伝達・広報項目例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>分類</th> <th>項目例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u></td> <td>噴火への備え</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u></td> <td>火山活動の現状及び今後の見通し</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	分類	項目例	噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u>	噴火への備え	(略)	噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>	火山活動の現状及び今後の見通し	(略)	(略)	(略)	(略)																						
実施時期	分類	項目例																																															
噴火警戒レベル1 <u>(平常)</u>	噴火への備え	(略)																																															
噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>	火山活動の現状及び今後の見通し	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
実施時期	分類	項目例																																															
噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u>	噴火への備え	(略)																																															
噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>	火山活動の現状及び今後の見通し	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
P. 95	第3編 第2章	<p>(3) 情報伝達・広報手段 表 40 住民等への情報伝達・広報手段（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">媒体等</th> <th colspan="3">主に扱う行政機関</th> <th rowspan="2">特長</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール (エリアメール等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	媒体等	主に扱う行政機関			特長	国	県	市町村	(略)					緊急速報メール (エリアメール等)		○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能	(略)					<p>(3) 情報伝達・広報手段 表 40 住民等への情報伝達・広報手段（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">媒体等</th> <th colspan="3">主に扱う行政機関</th> <th rowspan="2">特長</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール (エリアメール等)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	媒体等	主に扱う行政機関			特長	国	県	市町村	(略)					緊急速報メール (エリアメール等)	○	○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能	(略)				
媒体等	主に扱う行政機関			特長																																													
	国	県	市町村																																														
(略)																																																	
緊急速報メール (エリアメール等)		○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能																																													
(略)																																																	
媒体等	主に扱う行政機関			特長																																													
	国	県	市町村																																														
(略)																																																	
緊急速報メール (エリアメール等)	○	○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能																																													
(略)																																																	
P. 100	第3編 第3章	<p>1. 広域避難者の受入に係る基本事項 (2) 受入調整の手順 表 42 広域避難者の受入調整の実施手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>実施手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(平常時)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	実施手順	噴火警戒レベル1 <u>(平常時)</u>	(略)	噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>	(略)	(略)	(略)	<p>1. 広域避難者の受入に係る基本事項 (2) 受入調整の手順 表 42 広域避難者の受入調整の実施手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>実施手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	実施手順	噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u>	(略)	噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>	(略)	(略)	(略)																														
実施時期	実施手順																																																
噴火警戒レベル1 <u>(平常時)</u>	(略)																																																
噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>	(略)																																																
(略)	(略)																																																
実施時期	実施手順																																																
噴火警戒レベル1 <u>(活火山であることに留意)</u>	(略)																																																
噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>	(略)																																																
(略)	(略)																																																

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新
P. 102	第3編 第3章	<p>(3) 広域避難者の受入れ先</p> <p>2) 静岡県</p> <p>(略)</p> <p>ただし、富士西麓地域が被災せず避難者の受入れが可能な場合には、富士東麓の避難実施市町は<u>まず先に富士西麓地域へ</u>広域避難をする。</p>	<p>(3) 広域避難者の受入れ先</p> <p>2) 静岡県</p> <p>(略)</p> <p>ただし、富士西麓地域が被災せず避難者の受入れが可能な場合には、富士東麓の避難実施市町は<u>受入地域A、B、Cの次に富士西麓へ</u>広域避難をする。</p>
P. 111	第3編 第3章	<p>4. 広域避難路の指定及び確保</p> <p>(1) 広域避難路の指定</p> <p>図32 広域避難路【拡大図】</p>	<p>4. 広域避難路の指定及び確保</p> <p>(1) 広域避難路の指定</p> <p>図32 広域避難路【拡大図】</p> <p><u>(新東名高速道路浜松いなさジャンクション以西の開通を反映)</u></p>
		<p>※高速自動車国道、緊急輸送道路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成 <u>(平成25年度12月31日時点)</u></p>	<p>※高速自動車国道、緊急輸送道路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成</p>
P. 129	第3編 第3章	<p>7. 避難者の輸送</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>県は、噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車</p>	<p>7. 避難者の輸送</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>県は、噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備</p>

富士山火山広域避難計画改正（案）新旧対照表

頁	編章項	旧	新
P. 132	第3編 第3章	<p>両の準備を要請する。 (略)</p> <p>8. 避難行動要支援者等への避難支援 8-2 避難行動要支援者への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>の段階では、避難実施市町村は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。(以下略)</p>	<p>を要請する。 (略)</p> <p>8. 避難行動要支援者等への避難支援 8-2 避難行動要支援者への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>の段階では、避難実施市町村は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。(以下略)</p>
P. 133	第3編 第3章	<p>8-3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>噴火警戒レベル1 <u>(平常(情報収集体制))</u>の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。 (略)</p>	<p>8-3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援 (1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>噴火警戒レベル1 <u>(情報収集体制)</u>の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。 (略)</p>
P. 152	用語の 解説	<p><富士山火山広域避難計画></p> <p>■ かけ <u>(新規追加)</u></p> <p>■ は行 <u>(新規追加)</u></p> <p>噴火に関する火山観測報 気象庁が、噴火が発生(ごく小規模なものは除く)した<u>こと</u>を知らせる情報。</p>	<p><富士山火山広域避難計画></p> <p>■ かけ <u>降灰予報</u> <u>気象庁が発表する、降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報。活動の高まった火山を対象に降灰予報(定時)が、噴火した場合には降灰予報(速報)と(詳細)が発表される。</u></p> <p>■ は行 <u>噴火速報</u> <u>気象庁が、火山が初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に、噴火が発生した事実を迅速に発表する情報。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。ただし、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実を確認できない場合は発表されない。</u></p> <p>噴火に関する火山観測報 気象庁が、噴火が発生(ごく小規模なものは除く)した<u>時に、発生時刻や噴煙高度等</u>を知らせる情報。</p>